

小学校給食のご案内

1. 学校給食費の会計方式

茅ヶ崎市では、令和7年4月から市立小学校の学校給食費を「学校」に代わり、「茅ヶ崎市」が徴収・管理する「公会計」方式に移行します。

2. 保護者の皆さまにお願いする手続き

学校給食の開始にあたり、保護者の皆さまには次の手続きをお願いします。

学校給食の申込手続き

- 学校給食の提供を申し込むお手続きです。全ての保護者の皆さまにご提出いただきます。
- 手続きは「学校給食開始届」に必要事項を記載し、入学式に学校にご提出ください。
- 学校給食の提供を受けない場合は「希望しません」を選択し、理由を記載のうえ、ご提出ください。

口座登録のお手続き

- 学校給食費の支払いは原則「口座振替」とします。兄弟等がいる場合も児童毎に口座登録が必要です。
- 口座をお持ちでない方や学校給食費のお支払い時期までに口座登録のお手続きが完了しなかった方は納付書にてお支払いいただきます。
- 振替口座の変更は、各自金融機関でお手続きをお願いします。お手続きが完了するまでの間は、旧口座からの振替となります。
- 納付書払いの方、学校給食費の提供を希望しない方及び生活保護(学校給食費相当分)を受給されている方は口座登録の手続きは不要です。
- 口座振替は、下記の金融機関が利用できます。

都市銀行	地方銀行	信金	その他金融機関
みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	横浜銀行、スルガ銀行 静岡銀行、神奈川銀行 静岡中央銀行 ゆうちょ銀行	かながわ信用金庫 湘南信用金庫 平塚信用金庫 中南信用金庫	中央労働金庫、 JAさがみ(さがみ農業協同組合)

都市銀行・JAさがみで口座登録を希望される方

- 口座振替依頼書を用いたお手続きとなります。
- 新入学児童保護者説明会で配布する口座振替依頼書に必要事項記入後、同封の封筒で学務課にご郵送ください。
- 提出期限:令和7年2月17日(月)(必着)

都市銀行・JAさがみ以外で口座登録を希望される方

- 原則、WEBによるお手続きとなります。
- 入学式以降にWEB口座申込用の二次元コード及び手続きの詳細を配布しますので、各自お手続きをお願いします。

口座振替依頼書によるお手続きも可能です。
左記【都市銀行・JAさがみで口座登録を希望される方】を参照し、提出期限までにお手続きをお願いします。ゆうちょ銀行を希望される方は、通帳、届出印を持参のうえ、銀行窓口にご提出ください。

3. 学校給食費の額

保護者の皆さまには学校給食法に基づき、お子さまの学校給食費についてご負担いただきます。ご負担いただく学校給食費は食材調達のための実費相当分となります。

	月額	1食あたりの単価	特記事項
学校給食費	4,700円	280円	1年生は4月のみ2,740円
(うち、牛乳代)	1,000円	63円(R6時点)	1年生は4月のみ850円(R6時点)

※上記月額は令和7年度(現時点)の金額です。物価の高騰により、今後金額が改訂される場合もあります。

※上記牛乳代の月額は令和6年度(現時点)の金額であり、牛乳の単価は改訂される場合があります。今後改訂があった場合は、保護者の皆さまに学校を通じて通知します。

4. 学校給食費の納付時期

- 学校給食費の納付は、年間の学校給食費を年9回に分けてお支払いいただきます。
- 口座振替手数料は市が負担します。
- 令和7年度における学校給食費の口座振替の時期は次のとおりとします。
- 学校給食費の納付時期は各年度の給食開始前に保護者の皆さまに学校を通じて通知します。
- 入金忘れ等で振替不能となった方に対して2回目の引き落としは行っておりません。
- 振替不能となった場合は、市教育委員会より納付書を発行し、学校を経由して保護者の皆さまにお渡しします。金融機関で学校給食費のお支払いをお願いします。
- 学校に現金をお持ちになっても学校給食費の支払いは出来ませんので、ご注意ください。

【学校給食費の納付時期(令和7年度)】

期別	対象月	納付期限
第1期	4月及び5月分	6月30日
第2期	6月分	7月31日
第3期	7月分	9月1日
第4期	9月分	10月31日
第5期	10月分	12月1日
第6期	11月分	1月5日
第7期	12月分	2月2日
第8期	1月分	3月2日
第9期	2月及び3月分	3月31日

5. 学校給食の食物アレルギー等の対応

食物アレルギーや乳糖不耐症等の疾病により、牛乳等の飲用ができないなど、学校給食の提供を一部受けられない場合、学校給食の内容を変更し、学校給食費を一部減額する制度があります。

制度の利用は届出が必要となりますので、お子様の通われる学校に事前に申し出ください。

届出用紙「学校給食減額・減額解除届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。

【減額後の月額給食費】

条件	月額(減額後)	1食に相当する額
牛乳等の提供を受けない	3,700円(R6時点)	217円(R6時点)
食事の提供受けませんが、牛乳等は飲む	1,000円(R6時点)	63円(R6時点)

※減額は月単位とし、日単位での減額は行いません

【減額対象及び届出方法等】

対象	届出方法	添付書類
食物アレルギー(アレルゲン:牛乳・乳製品)がある児童	「学校給食減額・減額解除届」に必要事項を記載し、添付書類を添えてお子様の通われる学校に提出してください	「学校生活管理指導表」
乳糖不耐症等の疾病その他の症状や特性で、牛乳等の飲用停止の指示を受けている児童		「医師の診断書」※
食物アレルギーで全日お弁当を持参しているが、牛乳等の飲料のみ提供を受ける児童		なし
宗教上の理由から牛乳の飲用ができない児童		なし

※かかりつけ医の判断により、「学校生活管理指導表」に記載いただいた場合は、「医師の診断書」に代えることが可能

【届出に関する注意事項】

- 届出は、学校給食費の一部減額を開始する月の5日前(学校休業日を除く)までに学校に提出をお願いします。届出が遅れた場合は、翌々月の学校給食費から一部減額を開始します。
- 一部減額を開始する理由が食物アレルギーや乳糖不耐症等の疾病その他の症状による場合は、届出のほかに添付書類として「学校生活管理指導表」または「医師の診断書」の提出が必要です。
- 4月分の学校給食費から一部減額を開始する場合は、【入学式まで】に届出及び添付書類の提出をお願いします。食物アレルギーが理由で一部減額を開始する場合は、各学校で実施するアレルギー面談までに「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。
- 次年度も引き続き一部減額を希望する場合は、年度毎に届出の提出をお願いします。一部減額を希望する理由が食物アレルギーによる場合のみ、添付書類として「学校生活管理指導表」をアレルギー面談までに提出してください。(一部減額を希望する理由が乳糖不耐症等の疾病その他の症状の場合、医師の診断書の再提出は不要)

6. 病気や入院等で長期間学校給食を食べない場合の届出

病気や入院等で長期間(連続して5日以上)学校給食を食べない場合、学校給食費を減額する制度があります。

減額は、給食を食べなかった日数に1食当たりの単価を乗じた額を月額給食費から減額することとし、減額する額が月額を上回った場合、翌月の学校給食費から減額又は還付します。

制度の利用は届出が必要となりますので、事前にお子様の通われる学校に申し出ください。

届出用紙「学校給食停止・再開届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。

対象	届出方法
病気や入院等の事情により登校できず、 <u>連続して5日以上給食を食べない場合</u>	「学校給食停止・再開届」に必要事項を記入し、お子さまが通われる学校に提出してください。申し出に基づき、給食を一時停止(又は再開)します。

※急な欠席や1～4日間の欠席の場合は減額の対象にはなりません

【届出に関する注意事項】

- 届出は、学校給食の停止を希望する日の5日前(学校休業日を除く)までに提出をお願いします。
- 学校給食の停止を希望する日の5日前までに申し出ができず、実際に欠席等により給食を食べない場合でも、既に児童の食材調達を行っているため、学校給食費の減額はできません。その場合、申し出を受けた日の翌日から起算して5日目(学校休業日を除く)以降の学校給食費から調整を行います。

7. 転校(転入・転出)する場合の届出

市内市外問わず転校(転入・転出)する場合、学校給食を停止又は再開する手続きがあります。

手続きには届出が必要となりますので、事前にお子様の通われる学校に申し出ください。

本手続きは児童が転校する際に必須となりますので、必ず事前にお手続きをお願いします。

届出用紙「学校給食停止・再開届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。

対象	届出方法
市内市外問わず 転出する場合	「学校給食停止・再開届」に必要事項を記載し、お子さまが通われる学校にご提出ください。 申し出に基づき、給食を停止(又は一時停止)します。
市内市立小学校 に転入する場合	「学校給食停止・再開届」に必要事項を記載し、お子さまが転入する学校にご提出ください。 申し出に基づき、給食を再開します。

【届出に関する注意事項】

- 届出は、学校給食を停止又は再開したい日の5日前(学校休業日を除く)までに提出をお願いします。
- 学校給食の停止を希望する日の5日前までにお子様を通われた学校に届出の提出がなく、実際に転出

し、給食を食べなかった場合でも、既に児童の食材調達を行っているため、学校給食費の減額はできません。その場合、届出の提出を受けた日の翌日から起算して5日目(学校休業日を除く)以降の学校給食費から停止します。

- 市外の学校に転出する場合、給食を食べなかった日数に1食当たりの単価を乗じた額を当月の月額給食費から減額します。(減額は、月額の学校給食費を上限とします。)

8. 年度末の学校給食費の調整

第9期(2月及び3月分)の納付期限は3月31日ですが、3月の給食喫食に際し、学校給食費の変更等があった場合、事務処理上、第9期(2月及び3月分)の納付金額に反映することができません。その場合は、翌年度の第1期(4月及び5月分)の学校給食費から3月分の変更分を調整します。

翌年度の第1期(4月及び5月分)に卒業や市外への転校等により市立小学校に在籍されない場合は、4月以降に学校給食費の還付等の対応をしますので、学校給食費の納付に使用していた口座はそのままにしておいてください。

9. 学校給食費の支払いが困難な場合

就学援助・特別支援教育就学奨励費

経済的な理由などにより、学校給食費の支払いが困難な保護者の方で一定の基準を満たす場合は、「就学援助」や「特別支援教育就学奨励費」などの制度があります。学校給食費のほか、就学に必要な経費を援助・補助しています。詳しくは市教育委員会学務課までお問合せください。

	学校給食費等の取り扱い
就学援助	○認定された場合、茅ヶ崎市より学校給食費が援助されます。 ○認定されるまでの学校給食費については、自己負担となりますが、支払い済みの学校給食費のうち認定期間分については認定後に還付します。
特別支援教育就学奨励費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	○認定された場合、茅ヶ崎市より学校給食費の1/2を補助します。 ○学校給食費については、自己負担となりますが、支払った学校給食費のうち1/2に相当する額を保護者の口座に振り込みます。

児童手当からの保護者の申し出徴収

保護者の方からの申し出により、児童手当から学校給食費を徴収する制度があります。詳しくは市教育委員会学務課までお問い合わせください。

10. 生活保護利用世帯の学校給食費支払い

生活保護(学校給食費相当分)を受給されている世帯の学校給食費の支払いは、学校給食費相当分の保護費を生活支援課(生活保護の所管部署)から市教育委員会学務課(小学校給食費の所管部署)に学校給食費として直接支払います。

この取り扱いに関する事務手続きは不要であり、生活保護利用世帯でなくなった場合も手続き不要で請求先を保護者の方に切り替えます。生活保護利用世帯でなくなった場合は、保護者の方から学務課へ小学校給食費を支払うこととなります。

11. 学校給食費の未納・滞納への対応

- 口座振替で学校給食費をお支払いしている方で、残高不足等で引き落としができなかった場合は市教育委員会より通知文(督促状)及び納付書を発行し、学校を経由してお渡します。金融機関でお支払いの手続きをお願いします。
- 指定する期日までに納付の確認ができない場合は、催告状を送付します。また、遅延損害金を請求する場合があります。
- 長期にわたり支払いが確認できない場合は、裁判所へ申立てを行い、支払い督促や少額訴訟、強制執行(差押え)などの法的措置をとる場合があります。
- 一括でのお支払いが難しい場合には、児童手当から一部を充当する等の方法をとることができます。

【小学校給食のご案内】に関するお問い合わせ先
茅ヶ崎市教育委員会 教育総務部学務課 保健給食担当
連絡先:0467-81-7222